

全社民発第 121 号
令和 7 年 9 月 16 日

都道府県・指定都市

民生委員互助共励事業実施団体 代表者 様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
事務局長 池上 実
(公 印 略)

令和 7 年度一斉改選に伴う全国民生委員互助事業退任慰労給付金の
申請・請求等について

本会事業の推進につきましては、日頃より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年は、民生委員・児童委員の一斉改選の年にあたり、多数の委員が退任されることが予想されます。つきましては、一斉改選に伴う退任委員を対象にした「退任慰労給付金の申請・請求」ならびに退任に係る「全国民生委員児童委員連合会会長表彰 永年勤続退任民生委員・児童委員表彰被表彰者推薦調書」の作成作業について、専用の様式をお送りいたします。市区町村社協または市区町村民児協（以下、市区町村社協等）における給付金申請業務と被表彰者推薦書作成業務の効率化のためにも、下記によりお取り扱いいただきたく、お願い申し上げます。

記

1. 一斉改選に伴う全国民生委員互助事業退任慰労給付金等の申請・請求専用エクセルファイル【様式】について
 - ファイル内には次の 5 つのシートがあります。
 - ・【入力方法】
 - ・①給付金報告・請求書
 - ・②申請明細書 TOP（市区町村記入）
 - ・③申請明細書【入力フォーム】（市区町村記入）
 - ・④永年勤続退任民生委員・児童委員被表彰者推薦書
 - 作業開始前に【入力方法】を熟読ください。
 - ファイル内の計算式や様式およびヘッダー、フッターは絶対に変更しないでください。
 - 各市区町村社協等が記入したシート②申請明細書 TOP（市町村記入）とシート③申請明細書【入力フォーム】（市町村記入）をもとに、シート①給付金報告・請求書の明細が作成できます。

2. 貴会から本会への報告・請求にあたって

市区町村社協等より申請のあったシート②申請明細書 TOP（市町村記入）、シート③申請明細書【入力フォーム】（市町村記入）を取りまとめ、シート①給付金報告・請求書を添付して、データおよび原本を本会に送付ください。

【留意点】

- ◇ 毎月の一般給付金申請とは分けて請求ください。
- ◇ ご記入いただいた給付金報告・請求書ならびに明細書データは専用アドレス(z-gojo-hoken@shakyo.or.jp)に令和7年12月10日（水）までにお送りください。
- ◇ 給付金報告・請求書（捺印あり）の原本は、令和7年12月10日（水）必着で郵送ください。
- ◇ シート④永年勤続退任民生員委員・児童委員被表彰者推薦書のとりまとめ、提出につきましては、別紙通知「一斉改選に伴う永年勤続退任民生委員・児童委員表彰の推薦について」（全社民発第122号令和7年9月16日付）を参照ください。

3. 退任慰労給付金のスケジュールについて（予定）

(1) 申請締切り - **令和7年12月10日（水）**

(2) 送金 - **令和8年1月30日（金）（予定）**

本会より各都道府県・指定都市互助共励事業実施団体宛に、毎月の給付金とは区別して送金します。

※一斉改選に伴う退任慰労金の送金が、毎月の給付金とは別の口座になる際は、申請書等送付の際にあわせてご連絡ください。

4. 申請・請求方法の留意点

市区町村社協等から都道府県・指定都市実施団体（貴会）への申請にあたって、以下の点について貴会より市区町村社協等にご連絡ください。

- ア 毎月の給付金申請とは分けて作業を行っていただきたいこと。
- イ 本会からお送りする専用のエクセルファイル様式をご利用いただくこと。
- ウ 様式は、お送りしたファイルのシート②申請明細書 TOP（市町村記入）、シート③申請明細書【入力フォーム】（市町村記入）をお使いいただくこと。
- エ 専用の様式をお使いいただくことにより、通常の申請時に必要な互助様式第8号「退任確認書」は省略できること。
- オ ファイル内の【入力方法】を熟読いただき、注意点に留意して記入いただくこと。

カ 15年以上勤続された退任者は「永年勤続退任民生委員・児童委員表彰」の推薦対象になるため、市区町村社協等との間で十分調整のうえ、被表彰者推薦書に反映いただきたいこと。

5. その他

①通常の各種互助事業給付金の申請について

本年11月30日をもって退任される委員の一般給付金申請、公務給付金申請のスケジュールについては、改めて別途ご連絡いたしますが、原則として在任中に申請手続きを行っていただく必要があります。各市区町村社協等に対して、給付対象の委員の有無の確認および期限内の申請を行うこと等について、いま一度、注意喚起をお願いいたします。

なお、一般傷病見舞金については、1か月以上の療養を必要とした傷病が対象となるため、令和7年11月1日以降に発生した傷病は対象となりませんので、ご注意ください。

②民生委員・児童委員活動保険の加入手続きについて

民生委員・児童委員活動保険については、新任委員の個別加入手続きは不要です。12月1日改選時の委嘱数をもって全民児連にて一括して加入の手続きを行います。

*本件に関する問い合わせ先：全国社会福祉協議会 民生部 担当：土谷・野口
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6747 FAX 03-3581-6748
E-mail: z-gojo-hoken @shakyo.or.jp